

金利変更に関する特約書

私(債務者および連帯債務者ならびに連帯保証人)は、金銭消費貸借証書(以下「原契約」という)にもとづく借入金の利率および返済方法等について、次のとおり特約します。

本特約書に定めのない事項については、すべて原契約(その他別途貴金庫に差し入れた変更契約書、特約書、念書等を含む)の各条項に従うものとします。

第1条(借入利率変更の基準)

原契約の借入要項に定めた借入利率は、のとしん長期基準金利(以下「基準金利」という)を基準として、この基準金利の変更に伴って、第2条の方法により、引上げまたは引下げされます。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合は、これに替わる一般に合理的と認められる他の金利を基準金利にすることを双方で協議します。

なお、この特約の締結日現在の基準金利が3.650%であることも確認します。

第2条(借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出基準と適用開始日)

- 借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に行うものとし、借入利率引上げ幅または引下げ幅は、前回基準日における基準金利と、現基準日における基準金利の差とします。ただし、この特約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1条に定める基準金利とを比較し、差が生じた場合にはその差と同一幅で借入利率を変更するものとします。
- 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、次のとおりとします。
 - 毎月返済部分
基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。
 - 半年ごとの増額返済部分
基準日の翌日以降最初に到来する毎月返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する増額返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
- 本条により利率が変更された場合、貴金庫は原則として、変更後の返済予定表を債務者に文書により通知するものとします。

第3条(原契約の適用等)

本契約は、借入の利率および返済方法等に関して特約を締結したのみであって、その他に関する条項一切はすべて原契約の各条項を適用もしくは準用して違背しないことを債務者は誓約します。

第4条(連帯保証人の承諾)

連帯保証人はこの特約を承諾のうえ、引続き原契約およびこの特約の各条項に従って保証債務履行の責を負うことを確約します。

第5条(返済方法)

- 返済方式が残債方式[元金均等分割弁済方式、残債通増(減)弁済方式]の場合は、借入利率の見直しが行われても元金返済額は原契約に定めた返済額とします。
- 返済方式が定率方式[元利均等割賦償還方式]の場合は、利率見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存元金、残存期間にもとづいて算出するものとします。

以 上